

佐賀県産業スマート化センター設置要領

1 設置の目的

様々な業種・業態においてデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）が推進され、浸透していく昨今、県内企業がその潮流をリードする存在となれるよう、DXの普及・啓発やデジタル技術の利活用、テレワークの導入支援、県内IT産業の成長支援等に加え、県内外の関係機関・企業・人材をつなぐ取組みを行うことで、県内企業の生産性向上や新たなビジネス創出の推進を目的として、「佐賀県産業スマート化センター（以下、「スマート化センター」という。）」を設置する。

2 設置場所・開所日時

スマート化センターを次の場所に設置し、開所日時は次のとおりとする。

(1) 設置場所

佐賀県工業技術センター（佐賀市鍋島八戸溝114） 生産技術棟内

会場名	場 所
ミーティングルーム（事務室）	「共同開発室3」を使用
ショールーム（デジタル技術について体験できる場）	「共同開発室2」を使用
セミナールーム（セミナー・イベント・研修等に活用できる会議室）	「基礎技術共同開発室」を工業技術センターと共同使用

※資料「佐賀県工業技術センター図面」参照

(2) 開所日時

開所日：佐賀県工業技術センターの開所日に準じることを原則とする。

開所時間：9時～17時を原則とする。

※ただし、展示替えやイベント出展等によりやむを得ない場合は、公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）と協議のうえ、閉所とすることができます。

3 設置期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

スマート化センターでは次の業務に取り組むこととし、業務の具体的な内容は、企画提案の公募による提案事項によるものとする。

(1) スマート化センターの運営企画及び管理業務

ア スマート化センターの運営企画

- ・ 総合受付
- ・ 利用企業等がDXの推進やデジタル技術の導入を自社において検討し、これらの利活用を通じた事業の変革を探索できる場やサービスの構想企画・整備・提供
- ・ DXの推進やデジタル技術の利活用、テレワークの導入等に関する相談窓口の開設
- ・ オンライン面談や企業等への訪問を通じたデジタル技術の利活用に関する普及・啓発活動
- ・ メディア等を用いたデジタル技術のビジネス利活用に関する普及・啓発活動
- ・ デジタル技術の導入意向がある利用者とソリューションベンダー等とのビジネスマッチング

- ・ サテライト拠点との連携協力
 - ・ スマート化センターの運営方法に関する企画
 - ・ 運営に伴う職員配置
- など

イ スマート化センターの運営管理

- ・ 施設及び備品等の維持・管理
- ・ スマート化センターの設置に必要な建物備品及び物品等の設置・維持管理
- ・ スマート化センターを運営する上で必要な通信費等の支払
- ・ 職員の資質向上
- ・ 広報
- ・ その他、スマート化センターの管理運営に必要な一切の業務

(2) DX の推進やデジタル技術導入に関するセミナー・イベント・研修・展示会・交流会等の開催

(3) スマート化センターの実施体制

ア スマート化センター運営責任者（1名）

スマート化センターの運営全体を統括し、管理する責任者を配置する。

本職は、「6 事業の進捗管理」に掲げる事業計画や事業の実施状況等を RYO-FU BASE へ報告するとともに、関係者との円滑な連携や、本事業の事業実施における調整等を行う会議体を必要に応じて設置するものとする。

イ アドバイザー（1名以上）

県内の企業情報や、県内外のデジタル技術を活用したソリューション及びサービスに関する知見・経験を有する、またはそれらに精通した有識者等との豊富で良好な関係を有する者を選任する。

ウ その他

「2 設置場所・開所日時」に定める開所時間において「1 設置の目的」を達成できる体制を整備することとする。

(4) 関係機関等との連携

佐賀県工業技術センターや、公益財団法人佐賀県産業振興機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、県内商工団体、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀などのサテライト拠点等と連携し、県内企業等における DX の推進やデジタル技術導入等に関する課題解決に当たる。

あわせて、スタートアップ支援事業や DX 人材拡大推進事業をはじめとする IT 人材の育成・確保への取組など、関係する県の施策とも相互に連携しながら取り組むものとする。

5 業務の実施方法

本業務は、RYO-FU BASE が、次の要件を満たす民間団体又はそれらの団体で構成される共同事業体に委託して実施する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき民事再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (4) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りした者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 契約の際に、別記「個人情報取扱特記事項」を了承していること。

6 業務の進捗管理

本業務の進捗管理は、次のとおり実施する。

(1) RYO-FU BASEによる進捗管理

当該業務の受託者は、スマート化センター運営責任者を通じて本事業の実施状況等について RYO-FU BASE へ報告し、RYO-FU BASE は内容の確認や事業の進捗管理を行う。また、必要に応じて指導や助言、協議等を行う。

また、関係機関（佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、その他 DX 関係事業受託者）等を交えた定期的な情報共有のための会議を開催するものとする。必要に応じて、RYO-FU BASE、その他関係機関より指導や助言、協議等を行う。

7 その他

- (1) スマート化センターに配置される職員（アドバイザー等）が通勤のために使用する佐賀県工業技術センターの駐車場使用料は徴収しない。
- (2) この要領に定めるもののほか、業務の実施にあたり必要となる事項については別に定める。